

# 児童福祉審議会 保育部会(仮称)の設置について ①

## 概要

- 平成25年8月に、いわゆる子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月1日から改正児童福祉法が施行される見通しです。
- 改正児童福祉法の施行日以降、保育所の認可に当たっては、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬと規定されました。
- 改正児童福祉法第35条第8項において、保育所の認可申請があった場合、供給過剰の場合及び子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずる恐れがある場合として厚生労働省令で定める場合を除き、基準に適合していれば認可することとされています。
- 児童福祉審議会からは、今年度内に策定する予定の東京都子供・子育て支援事業支援計画(仮称)との整合性に加え、財務の健全性の確保や、保育内容や安全への配慮等に関する助言等を含む、専門的な見地からの意見をお聴きすることとなります。

## 児童福祉法改正の内容

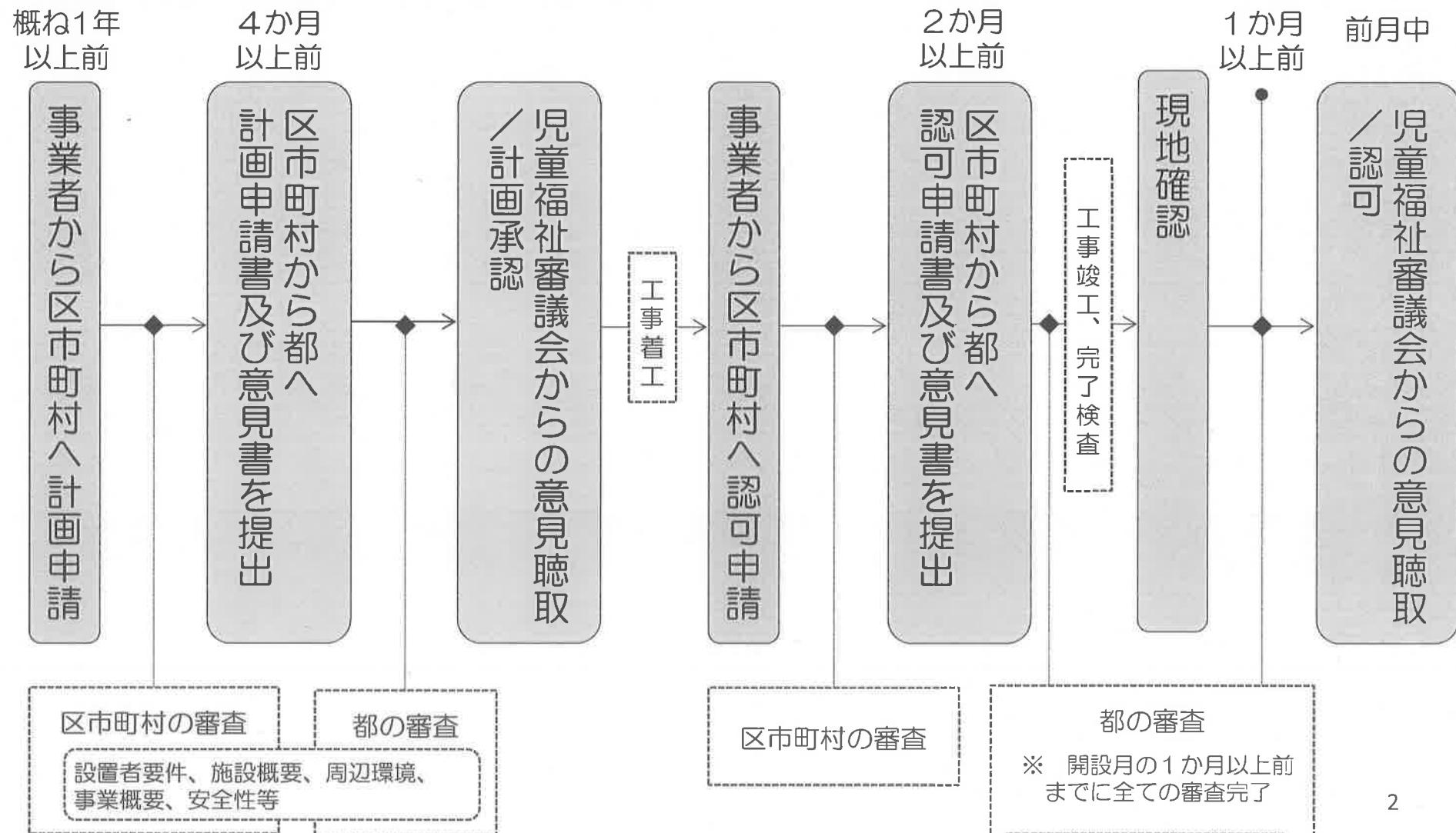
施行日：子ども・子育て支援法の施行の日

＜児童福祉審議会の意見聴取＞

都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。  
(改正児童福祉法第35条第6項)

# 児童福祉審議会 保育部会(仮称)の設置について ②

## 認可手続きフロー(イメージ)



# 児童福祉審議会 保育部会(仮称)の設置について ③

## 児童福祉審議会保育部会(仮称)の役割

保育に関する児童福祉審議会の権限に属する事項

- ① 保育所設置認可に当たって意見聴取(法第35条第6項)
- ② 保育所に対する事業停止命令を行うに当たって意見聴取(法第46条第4項)
- ③ 認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって意見聴取(第59条第5項)

## 保育部会(仮称)の構成(案)

以下の5名を想定

- 学識経験者(児童福祉分野)
- 学識経験者(幼児教育)  
幼児教育・保育の内容の適正性に関する視点
- 弁護士  
人権への配慮、認可決定の公平性等法的適正性等に関する視点
- 公認会計士  
財務の健全性、安定経営の確保に関する視点
- 建築士  
建物の安全性等に関する視点

## 保育部会(仮称)の開催回数

	事案ごとの 開催回数	想定される 事案数 (年間)
保育所設置認可	2回 〔①計画承認 ②認可〕	100件程度 毎月開催を予定
保育所に対する事 業停止命令	事案による	—
認可外保育施設に 対する事業停止命 令・閉鎖命令	事案による	—